

ふくしま男女共同参画プランの推進状況に関する意見等
(令和5年度事業概要に関するもの)

資料7

No.	該当箇所			提案委員	意見等内容	担当 各課(室)	担当課室回答
	資料No.	ページ	指標No. 又は表中 番号等				
1	4	49	⑤	佐藤暁美 委員	<p>「緊急避難支援事業」での夜間移送が困難な場合、被害者へ宿泊費の支援可能な場合は相談支援センターへの受入れが決定したケースのみである。夜間、相談者が警察へ一時保護を求めた場合、県内市町村で一時保護を求めた被害者に対し、宿泊費の支援が可能になるよう、各市町村へ県からの働きかけをしていくことも必要なのではないかと。現在、いわき市ではNPO法人いわきふれあいサポートで、夜間、保護したケースについては年間でそのホテルの利用料金の補助をしている。相談者自身も支援センターを利用するまでの決心がつかなかったり、一時避難の決心が揺らいだりすることも多く、そのためにも女性相談員へ相談前の緊急的な対応ケースについてはホテル等の費用を各市町村が負担するようになれば、相談者にとってもこれからのことを安心して考えられる時間になるのではないかと。このような対応が可能になるためにも、せめて女性相談員設置市へDVセンターの早期設置を働き掛ける必要があるのではないかと。今後、女性支援新法が令和6年4月より施行されれば、DV被害者だけでなく、困難な問題を抱える女性への支援も必要となり、地域で対応できる体制の整備が課題となるのではないかと。</p>	児童家庭課	<p>御指摘のとおり、いわき市の緊急一時避難支援事業における、NPO法人いわきふれあいサポートが夜間保護をした際の宿泊費補助の取り組みは認識している。女性支援新法第13条第2項では、市町村は民間の団体と協働して、支援に関する業務を行うことができるとされているため、国の動向を踏まえながら、対応について市町村と協議していきたい。また、女性相談員設置市におけるDVセンター設置についても、引き続き働きかけを行っていく。</p>